

世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区公文書管理条例の改正に合わせて、「特定重要公文書」の取扱いについて世田谷区情報公開条例上の取扱いを整理するとともに、区外在住者等の行政情報の開示請求手続をより利用しやすいものとするため、世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例を令和3年第4回定例会に提案する。

2 改正内容

(1) 改正理由

- ① 公文書管理条例の改正に伴い、同条例に規定する「特定重要公文書」については、情報公開条例の手続による開示ではなく、公文書管理条例の手続により開示することとなる。そこで、情報公開条例第2条に規定する「行政情報」の範囲から「特定重要公文書」を除外する。
- ② 現行条例第5条では、区内在住・在勤・在学等の者に対しては開示請求の理由の明示を求めているが、区外の者に対しては開示請求の理由の明示を求めている。公文書管理委員会から当該条例の規定に対し、請求者による差異を設けないよう要望があり、それを踏まえ検討し、開示請求の手続をより利用しやすいものとするため、区外の者であっても、理由を明示せずに行政情報の開示請求ができるようにする。

(2) 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行日

- (1) 情報公開条例第2条にかかる規定 令和4年4月1日
- (2) 情報公開条例第5条にかかる規定 公布の日

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年11月	第4回区議会定例会（情報公開条例の一部改正案の提案）
12月	改正情報公開条例一部施行（第5条関係）、同規則施行
令和4年4月	改正情報公開条例施行（第2条関係）

世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区情報公開条例 平成13年3月13日条例第6号 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。</p> <p>2 この条例において「行政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 規則で定める区の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p><u>(3) 特定重要公文書（世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(行政情報の開示請求権)</u></p> <p>第5条 <u>何人も</u>、実施機関に対して行政情報の開示を請求することができる。</p>	<p>○世田谷区情報公開条例 平成13年3月13日条例第6号 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。</p> <p>2 この条例において「行政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 規則で定める区の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(略)</p> <p><u>(行政情報の開示を請求できるもの)</u></p> <p>第5条 <u>次に掲げるものは</u>、実施機関に対して行政情報の開示を請求することができる。</p> <p><u>(1) 区内に住所を有する者</u></p> <p><u>(2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p><u>(3) 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p><u>(4) 区内に存する学校に在学する者</u></p>

改正後	改正前
<p>(行政情報の開示の請求方法)</p> <p>第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</p> <p><u>(2)</u> 開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項</p> <p><u>(3)</u> 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している行政情報の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>(行政情報の開示の請求方法)</p> <p>第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</p> <p><u>(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p><u>ロ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p><u>ハ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地</u></p> <p><u>ニ 前条第5号に掲げるもの 実施機関が保有している行政情報の開示を必要とする理由</u></p> <p><u>(3)</u> 開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項</p> <p><u>(4)</u> 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>(行政情報の任意的な開示)</u></p>
<p><u>第20条 削除</u></p>	<p><u>第20条 実施機関は、第5条の規定により行政情報の開示を請求する</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項に1号を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>ことができるもの以外のものから行政情報（その写しを含む。）の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 第15条の規定は、前項の規定による行政情報の開示について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>